秋田県告示第91号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第1項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成26年3月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

森林の所在場所					全 面 積		保安林面積	保安林解除		
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メ ートル)	実 測 (ヘクタ ール)	株女林面傾 実 測 (ヘクタール)	面積実測	指定の 目 的	解除の 理 由
雄勝郡	東成瀬村	椿川	トクラ	2番37	12, 115	1. 2115	1. 2115	1. 2115	なだれの 危険の防 止	

(関係図面は、省略し、秋田県農林水産部森林整備課及び秋田県雄勝地域振興局農林部並びに東成瀬村役場に備え置いて縦覧に供する。)